

可児市市民課窓口業務プロポーザル実施要領

この要領は、可児市が、市民課窓口業務の一部を民間に委託し、民間事業者のノウハウを活用することにより市民サービスの向上を図ることを目的とし、「可児市市民課窓口業務」の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、契約を行うための必要な手続き等について定めるものである。

1. 業務名

可児市市民課窓口業務

2. 業務の内容等

別紙「可児市市民課窓口業務仕様書」のとおり

3. 履行期間

令和5年11月1日から令和8年10月31日まで（3年間）

※契約締結日から令和5年10月31日までは本業務の引継準備期間とし、その期間に係る経費等は受託者の負担とする。

4. 提案見積限度額

履行期間の業務委託にかかる提案見積限度額の総額は、175,296千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

ただし、この金額は契約時の予定額ではなく、提案内容の規模を示すものである。

なお、消費税率は10%で計上してあるものであり、消費税率が変更された場合は、協議の上、変更を行うものとする。また、本業務は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約となる。契約締結した翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除等することがある。

5. 参加資格及び要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項及び第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 可児市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（平成3年訓令甲第2号）及び可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令甲第47号）に基づき指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力

団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 以下のいずれかの認証を取得していること。

(ア) プライバシーマーク

(イ) ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001

6. 実施手順（予定）

内 容	期 日 等
実施要領の公表	令和5年 5月12日（金）
質疑書の提出期限	令和5年 5月26日（金）
質疑書の回答	令和5年 5月31日（水）
参加申込書等の提出期限	令和5年 6月 5日（月）
参加資格要件の審査及び通知（発送）	令和5年 6月12日（月）
提案書等の提出期限	令和5年 6月22日（木）
審査（プレゼンテーション）	令和5年 7月 6日（木）
選定結果の通知（発送）	令和5年 7月12日（水）
契約締結	令和5年 8月17日（木）

7. 参加申込手続き等

(1) 提出書類

①プロポーザル参加申込書（様式1）

②会社の履歴事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

③会社概要及び財務状況関係書類

会社概要について、設立年月日、所在地、資本金、事業内容、社員数、組織図等を記載すること。財務状況について、直近3か年の会計年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書を提出すること。

④業務実績調書

地方公共団体の窓口業務及び証明書取扱業務の受託実績がある場合は、過去5年間について記載し、提出すること。

(2) 提出部数

提出書類①、②・・・1部

提出書類③、④・・・各8部（正本1部、副本7部）

※副本については、参加者が特定できる社名等を記載しないこと。

(3) 提出期限

令和5年6月5日（月） 午後4時まで（必着）

(4) 提出方法

- ・持参または書留郵便によること。
- ・持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。
(6月5日は提出期限のため午後4時まで)
- ・書留郵便の場合は、送付前に電話にてその旨を連絡すること。

(5) 提出先

可児市役所総務部市民課（住民登録係）

8. 業務提案書等の提出

(1) 提出書類

①提案書

正本の表紙には「(様式2)」を使用すること。内容については、A4判で任意様式とし、下記の項目ア～カについて括弧内の順で記載すること。

- ア 業務執行計画（業務開始準備、業務終了時の引継ぎ）
- イ 業務体制（現場体制、後方支援体制、業務繁忙時の対応、緊急時の対応体制）
- ウ 業務執行内容（業務の正確性、効率的な業務運営、市民の満足度、苦情・トラブルへの対応、混雑解消の工夫）
- エ 研修・教育体制（従事者への研修・教育）
- オ 個人情報保護及び法令順守（個人情報保護及びセキュリティ対策の取り組み、法令順守に対する取り組み）
- カ 雇用（実務経験者の雇用、現場責任者の選定、地元雇用、安定的な業務維持の取り組み）

②提案見積書

- ア 任意様式とする。
- イ 年度ごとに記載をし、月額の委託料が確認できるよう記載すること。
- ウ 単価、工数（日・人）など必要経費の積算内訳が分かるよう記載すること
- エ 消費税率は10%で積算を行うこと。

(2) 提出部数

提出書類①・・・各8部（正本1部、副本7部）

提出書類②・・・1部

※副本については、参加者が特定できる社名等を記載しないこと。

(3) 提出期限

令和5年6月22日（木） 午後4時まで（必着）

(4) 提出方法

- ・持参または書留郵便によること。
- ・持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。
(6月22日は提出期限のため午後4時まで)
- ・書留郵便の場合は、送付前に電話にてその旨を連絡すること。

- (5) 提出先
可児市役所総務部市民課（住民登録係）

9. 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問書（様式3）により、電子メールで提出先の市民課のメールアドレス（5頁に記載）宛に送信し、その旨を電話にて連絡のこと。

なお、電話及び直接来庁等による質問には応じない。

(2) 質問の受付期限

令和5年5月26日（金）午後4時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

令和5年5月31日（水）までに市ホームページで公開する。

10. プレゼンテーションの実施

- (1) 期 日 令和5年7月6日（木） 午後を予定

※開始時刻は、参加者が確定後別途連絡とする。

- (2) 場 所 可児市役所 4階第1会議室

- (3) 参加者 1者あたり3人以内とする。

- (4) 提案時間 プレゼンテーションは1者あたり25分以内とし、
終了後にヒアリングを行う（10分程度）。

- (5) 機材等 プロジェクターは市で設置するが、パソコン等は参加者が用意すること。

- (6) その他 参加者が特定できる社名等は除くこと。

11. 審査委員会

参加者から提出された提案書等に基づきプレゼンテーションを聴取する審査委員会を開催する。

12. 審査の方法

- (1) 提出された提案書等とプレゼンテーションによる参加者からの提案に対する審査を行う。

- (2) 審査は、別に定める審査基準に基づき行い、総合点が最も高い者を最優先候補者として選定し、次点者以降についても順位を決定する。

- (3) 総合点が同点の場合は、見積額が安価な者から順に順位を決定する。

- (4) 総合点は、項目ごとに審査委員会委員の得点を合計し、その平均点を採用する。
小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。

- (5) 総合点が198点（満点の6割）未満の者は選定の対象としない。

13. 審査結果の通知

審査結果について、全参加者に対し書面により通知する。

14. 失格条項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しないもの。
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しないもの。
- (3) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されたもの。
- (5) 契約が締結できない、又は締結の意思が認められないもの。
- (6) 提案見積金額が、見積限度額を超えているもの。

15. 契約の手続き

最優先候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。

なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。

また、最優先候補者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次点者と契約の手続きを進めるものとする。

16. その他

- (1) 提出された参加申込書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加申込書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された参加申込書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 提案内容は可児市情報公開条例（平成 11 年条例第 22 号）に基づく公文書公開請求の対象となる。
- (5) 審査結果について一切の異議申し立てはできないものとする。
- (6) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は参加者の負担とする。
- (7) 事前研修ならびに事務引継については、受託者と別途協議する。

＝提出及びお問合せ先＝

可児市役所総務部市民課（住民登録係）

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

電話番号 0574-62-1111（内線 3103）

F A X 0574-60-0062

E-mail simin@city.kani.lg.jp